平成２４年（フ）第１０８号
広島県呉市音戸町鰯浜２丁目６番25号
債務者　出口　京子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１０９号
広島県呉市広小坪２丁目15番６号
債務者　府川　　巖
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１１０号
広島県呉市広小坪２丁目15番６号
債務者　府川由美子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１１１号
広島県呉市広小坪２丁目15番６号
債務者　府川　裕子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１９５号
徳島県徳島市北矢三町２丁目６番27号
債務者　小川　　清
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３０号
徳島県鳴門市撫養町大桑島字北之組60番地
債務者　兵庫美枝子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９８号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原２丁目101番地
債務者　田嶋　美香
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１２２号
宮崎県延岡市大武町319番地１
債務者　植田　肇代
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１８５号
兵庫県宝塚市米谷２丁目10番19号
債務者　上山　和子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２２８号
岩手県奥州市水沢区天文台通り６番12号
債務者　阿部　綾子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１２１号
福島県郡山市熱海町安子島字四ツ谷118番地
債務者　橋本　真朗
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
佐賀県唐津市新興町3022番地５　ホクトーハイツ202号
債務者　恒松　彰範
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第８５８号
神戸市灘区桜ヶ丘町15番65―1106号
債務者　馬場アキ子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２２号
神戸市須磨区東落合３丁目10番７―103号、従前の住所神戸市須磨区西落合４丁目１番239―501号
債務者　児玉　良二（旧姓川端）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７６６号
神戸市垂水区千鳥が丘３丁目18番６号
債務者　関灘　利之
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６１号
広島県福山市新涯町５丁目10番５号　八田コーポ203号
債務者　仁田峠優造
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２６７号
青森市大字戸山字赤坂268番地１　県営住宅30―３―３
債務者　大矢　つさ
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
神奈川県横須賀市公郷町６丁目６番地
債務者　森　要二郎
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部